二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	ＣＣ（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	ＣＣ	
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	ＣＣ（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）	
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	ＣＣ（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）	
二一〇六・九〇	その他のもの	ＣＣ（第四類、第八類、第一〇類から第一二類までの各類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二九類の材料からの変更を除く。）	
第二二類	飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	ＣＣ	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	ＣＣ	
二二〇二・九〇	その他のもの	ＣＣ及びＱＶＣ四〇	
二二〇三・〇〇	ビール	ＣＴＨ	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）	
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
二二〇八・三〇	ウイスキー	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）	

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）	
二二〇八・六〇	ウオッカ	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
二二〇八・九〇	その他のもの	1　ＣＴＨ及びＱＶＣ四〇（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。） 2　ＣＣ（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一％未満のものに限る。） 3　ＣＴＨ（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）（その他のもの）	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	ＣＣ	
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＣ	
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＣ	
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ	
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	ＣＣ	
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ	
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	ＣＣ及びＱＶＣ四〇	
第二四類	たばこ及び製造たばこ代用品		
二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		
二四〇一・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	ＣＣ	
二四〇一・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	ＣＣ	
二四〇一・三〇	くずたばこ	ＣＴＳＨ	